

鳥取県告示第 525 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字荒金字上才ノ木682(次の図に示す部分に限る。)、大字浦富字宮ノ谷2948、2949、字大清水2987、字大清水堤谷2989、2990、字轟キ2997の2、2999から3001まで、字加山3003から3005まで、字城ノ谷3016、字城ノ谷堤奥3017から3019まで、字甥子谷3022、3023、字甥子谷口3035、字清水前3038、3040、3041、字福井谷3043、3045から3048まで、字田井坂3049から3052まで、字ハゲノ前3054、3055、3056の1、3056の2、3057の1、字泓田3058の1、3058の2、字宇和田3059の1、字坂ノ下3060(次の図に示す部分に限る。)、字茶屋ノ木3061、3062、3063の1、3065、3066の1、3066の2、3067の1、3067の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字黒谷字地堂327、字椎ノ尾333、大字池谷字下ノ松451の2、大字外邑字青木山457の2、字本谷山481の3、字滝谷下側571、字山ノ神647の1、大字延興寺字西釜戸686の2、大字荒金字岩ケ谷702(次の図に示す部分に限る。)、大字浦富字上内池田2956の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)